

民事保全法第33条の規定による原状回復の申立ての手数料について

平成2年11月15日民二第459号高等裁判所
長官，地方裁判所長（千葉を除く。）あて民事局
長通知

標記の申立ての手数料について，別紙第1のとおり千葉地方裁判所長から照会があり，別紙第2のとおり回答しました。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から通知してください。

（別紙第1）

千地裁総第1201号
平成2年10月31日

最高裁判所事務総局民事局長殿

千葉地方裁判所長 藤田耕三

民事保全法第33条の規定による原状回復の申立ての手数料について（照会）

民事保全法（平成元年法律第91号）第33条（第40条第1項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の申立てについて，手数料を納付させる必要はないと考えますがいささか疑義がありますので，貴局の御見解をお伺いいたしたく，照会いたします。

（別紙第2）

最高裁民二第458号
（訟ろ-2）
平成2年11月15日

千葉地方裁判所長殿

最高裁判所事務総局
民事局長 今井功

民事保全法第33条の規定による原状回復の申立ての手数料について（回答）

標記の申立ての手数料については，貴見のとおりと考えます。